

議案第64号

福岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年2月26日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、特別養護老人ホームに緊急時等における対応方法の定期的な見直しを義務づける必要があるによる。

福岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

福岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例（平成24年福岡市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第9条の2中「医師」の次に「及び当該特別養護老人ホームが定めた協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 特別養護老人ホームは、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。